

昭和二十七年法律第二百九十九号

目次
輸出入取引法

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 輸出取引の公正（第三条・第四条）

第三章 輸出に関する協定（第五条・第七条）

第四章 輸出組合（第八条・第十九条）

第五章 輸入組合（第十九条の二・第二十七条）

第六章 輸出に関する命令（第二十八条・第三十二条の二）

第七章 雜則（第三十三条・第四十条の二）

第八章 罰則（第四十一条・第五十一条）

附則 第一章 総則（目的）

輸出に関する命令（第二十八条・第三十二条の二）

第七章 雜則（第三十三条・第四十条の二）

第八章 罰則（第四十一条・第五十一条）

第六章 輸出に関する命令（第二十八条・第三十二条の二）

第七章 雜則（第三十三条・第四十条の二）

第八章 罚則（第四十一条・第五十一条）

第六章 輸出に関する命令（第二十八条・第三十二条の二）

第七章 雜則（第三十三条・第四十条の二）

第八章 罰則（第四十一条・第五十一条）

第六章 輸出に関する命令（第二十八条・第三十二条の二）

第七章 雜則（第三十三条・第四十条の二）

第八章 罰則（第四十一条・第五十一条）

3 経済産業大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、その旨を公表することができる。

济産業大臣に届け出て、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

（輸出業者の輸出取引に関する協定）

第五条 輸出業者は、締結の日の十日前までに経済産業大臣に届け出た、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

（輸出業者の輸出取引に関する協定）

第六条 輸出業者は、締結の日の十日前までに経済産業大臣に届け出た、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

（輸出業者の輸出取引に関する協定）

第七条 輸出業者は、締結の日の十日前までに経済産業大臣に届け出た、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

（輸出業者の輸出取引に関する協定）

第八条 輸出業者は、締結の日の十日前までに経済産業大臣に届け出た、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

（輸出業者の輸出取引に関する協定）

第九条 輸出業者は、締結の日の十日前までに経済産業大臣に届け出た、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

（輸出業者の輸出取引に関する協定）

第十条 輸出組合は、その名称中に輸出組合といふ文字を用いなければならない。

（名称）

第十一条 輸出組合は、左に掲げる事業を行うことができる。但し、組合員に出資をさせる輸出組合（以下「出資輸出組合」という。）以外の組合（以下「非出資輸出組合」という。）は、第六号及び第七号の事業を行なうことができない。

（事業）

第十二条 輸出組合は、左に掲げる事業を行なうことができる。但し、組合員に出資をさせる輸出組合（以下「出資輸出組合」という。）以外の組合（以下「非出資輸出組合」という。）は、第六号及び第七号の事業を行なうことができない。

（事業）

第十三条 輸出組合は、左に掲げる事業を行なうことができる。但し、組合員に出資をさせる輸出組合（以下「出資輸出組合」という。）以外の組合（以下「非出資輸出組合」という。）は、第六号及び第七号の事業を行なうことができない。

（事業）

第十四条 輸出組合は、その名称中に輸出組合といふ文字を用いなければならない。

（名称）

第十五条 輸出組合の定款には、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、非出資輸出組合の定款には、第五号の二から第五号の四までの事項を記載し、又は記録しなくてもよい。

（定款）

第十六条 輸出組合の定款には、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第十七条 輸出組合の定款には、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第十八条 輸出組合の定款には、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第十九条 輸出組合の定款には、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第二十条 輸出組合の定款には、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第二十一条 輸出組合の定款には、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第二十二条 輸出組合の定款には、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

第二十三条 輸出組合の定款には、設立の認可を申請しなければならない。

（設立の認可）

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができる。

三 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

四 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

五 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

六 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

七 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

八 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

九 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十一 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十二 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十三 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十四 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十五 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十六 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十七 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十八 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

十九 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

二十 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

二十一 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

二十二 組合員の議決権及び選挙権は、平等である。

（設立の認可）

人以上の輸出業者が、その他の輸出組合を設立するには、その組合員となるうとする二以上の輸出組合又は十人以上の輸出業者及び一以上の輸出組合が発起人となることを要する。

（設立の認可）

二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が輸出取引の秩序の確立に寄与するものであること。

（設立の認可）

四 第九条各号の要件を備えていること。

（設立の認可）

五 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

（設立の認可）

六 その設立が輸出取引の秩序の確立に寄与するものであること。

（設立の認可）

七 第九条各号の要件を備えていること。

（設立の認可）

八 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

（設立の認可）

九 その設立が輸出取引の秩序の確立に寄与するものであること。

（設立の認可）

十 第九条各号の要件を備えていること。

（設立の認可）

十一 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

十二 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

十三 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

十四 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

十五 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

十六 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

十七 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

十八 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

十九 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

二十 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

二十一 公告方法（輸出組合が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下同じ。）

（設立の認可）

律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

この法律の施行の際現にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行

前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分等の法人税については、なお従前の例によつては、なお従前の例による。

（政令への委任）

附 則（昭和五五年六月九日法律第七九

号）抄

（施行期日）

抄

（施行期日）

（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

（政令への委任）

附 則（昭和五五年六月九日法律第七九号）抄

（施行期日）

（以下「政令で定めるもの」ほか、この法律の施行前に必要な経過措置は、政令で定める。）

（政令への委任）

附 則（昭和五九年五月一六日法律第三号）抄

（施行期日）

（以下「政令で定める日から施行する。」ほか、この法律の施行前に必要な経過措置は、政令で定める。）

（政令への委任）

附 則（昭和六二年九月一一日法律第八九号）抄

（施行期日）

（以下「政令で定める日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」ほか、この法律の施行前に必要な経過措置は、政令で定める。）

（政令への委任）

附 則（昭和六二年九月一一日法律第八九号）抄

（施行期日）

（以下「この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」ほか、この法律の施行前に必要な経過措置は、政令で定める。）

（政令への委任）

附 則（平成元年一二月二二日法律第九九号）抄

（施行期日）

（以下「この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」ほか、この法律の施行前に必要な経過措置は、政令で定める。）

（政令への委任）

附 則（平成元年一二月二二日法律第九九号）抄

（施行期日）

（以下「この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」ほか、この法律の施行前に必要な経過措置は、政令で定める。）

（政令への委任）

附 則（平成元年一二月二二日法律第九九号）抄

（施行期日）

（以下「この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」ほか、この法律の施行前に必要な経過措置は、政令で定める。）

（政令への委任）

附 則（平成七年一二月二〇日法律第三七号）抄

（施行期日）

（以下「この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。」ほか、この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（附則に関する経過措置）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年六月六日法律第七二号抄)

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。(輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日) 第二条 この法律の施行の際現に存する第十二条の規定による改正前の輸出入取引法(次項において「旧法」という。)第五条の三第一項の認可を受けて締結した協定及びこれに基づいてする行為について、この法律の施行の日から起算して三月間は、なお従前の例による。

2 旧法第三十条第三項において準用する旧法第二十八条第五項の規定により旧法第三十条第二項の通商産業省令に係る事務を処理する輸入組合の役員又は職員であった者に係るその職務に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盜用してはならない義務については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄)

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

（施行期日）抄
（平成一七年四月二七日法律第三百三十三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年六月一五日法律第七五号）抄

（施行期日）
（輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二十四条 この法律の施行の際現に存する輸出組合については、第二条の規定による改正後の輸出入取引法（以下「新輸出入法」という。）第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

第二十五条 この法律の施行の際現に存する輸出組合又は輸入組合の役員であつて施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関する規定は、この法律の施行後も、なお従前の例によつる。

第二十六条 この法律の施行の際現に存する輸出組合については、新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十五条第六項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時までは、適用しない。

2 この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用する通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第二十七条 この法律の施行の際現に存する輸出組合については、新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の七の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する輸入組合については、新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第三十六条の七の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

第二十八条 第二条の規定による改正前の輸出入取引法（以下「旧輸出入法」という。）の規定による役員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

第二十九条 この法律の施行の際現に新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する輸出組合（組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。

2 この法律の施行の際現に新輸出入法第十九条の六において準用する新輸出入法第十九条第一項において準用する新協同組合法第五十七条の五に規定する方法以外でその業務上の余裕金を運用する輸出組合（組合員の総数が同条に規定する政令で定める基準を超えるものに限る。）は、施行日から起算して三年を経過する日までの間に当該運用に係る資産を処分しなければならない。（处分等の効力）

店街組合法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、それぞれ新協同組合法、新輸出入法、新輸出水産業法、新団体法、新鉱工業組合法又は新商店街組合法の相当規定によつてしまつたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十五条 附則第二条から第五十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月三〇日法律第二一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 施行日前に前条の規定による改正前の輸出入取引法第十六条第一項の規定により移行が行われた場合の事業年度については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年四月三〇日法律第二三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 施行日前に前条の規定による改正前の輸出入取引法第十六条第一項の規定により移

損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第一百四十五条」とを加える部分に限る)、第八十六条の規定、第九十三条中中小企業等協同組合法第三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る)、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第六十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く)、第一百三条第三項の規定、第二百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「、第十九条の三、第二十二条」を加える部分に限る)並びに第二百十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日までの期間に、第一項の規定を適用する。

百五十九条の二第二項第四号を加える部分に限る)、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十一条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(「従たる事務所の所在地における登記(第三百二十二条第一項)」を削除)に改める改正規定、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一十二条第一項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五条及び第三百三十九条の改定、同法第三百三十条の改正規定(第四十九条から第五十二条まで)を第五十二条、第五十二条に、「及び第三百三十二条」を「、第百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る)並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定を除く)、第二十二条及び第二十三条の規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定、第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定(「第三項を除く」)、第十八条を削る部分に限る)、第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第二十二条及び第二十三条の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第九十条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定(「第十七条から」)の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十二条」と読み替える)とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第二百二条の十一の改正規定(「第十七条から」の条」と読み替える)に改める部分を除く)、同法第二百条の四、第一百一条の二十第一項、第一百二条第一項及び第二百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定(「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十二条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十二条」

十三条までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第一百四十六条の二中「商業登記法」(とあるのは「保険業法(平成七年法律第二百五号)第六十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第一百四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法」(とあるのは「保険業法に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る)、同法八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定(並びに「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る)、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第一百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定(「第二十二条第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第二十二条第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く)、並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、同法第四十三条中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」(「第百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定(同法第一百八十三条第一項の改正規定(「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「第二十二条第一項第七号まで(とあるのは「書面」と削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と)の下に「同法第一百四十六条の二中商业登記法」とあるのは「資産の流動化に

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日